

ポスト三金時代における大統領の条件：第一七代韓国大統領選挙及び総選挙の結果分析

SHIN, YongCheol / 申, 龍徹

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

106

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

83

(終了ページ / End Page)

136

(発行年 / Year)

2008-08-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005696>

ポスト三金時代における大統領の条件

——第十七代韓国大統領選挙及び総選挙の結果分析——

申 龍 徹

はじめに

昨年(二〇〇七年)の二月一九日に行われた第十七代韓国大統領選挙において、保守系野党のハンナラ党の李明博候補が当選した。国民の直接投票によって選ばれる韓国の大統領は、任期五年の一期制(単任制)であり、政治・行政における巨大な権力を国民から預かる代表を選ぶ最も重要な政治的行事であり、今回の大統領選挙は二〇一二年末までをその在任期間とする。日本の議員内閣制とは異なり、戦後から大統領制を採択している韓国においての大統領選挙は、国政最大の「政」(まつりごと)であり、そこでは国民から最大の信任を得た候補者に対し国民の政治的リーダーとして強力な権限を信託する場でもある。現行の韓国憲法(一九八七年全部改正)は、この大統領に対して、「国家元首」(憲法第六六条一項)及び「韓国三軍(陸・海・空軍)の統帥権保有者」(憲法第七四条一項)として、

ポスト三金時代における大統領の条件(申)

また、行政権を有する「政府首班」（憲法第六六条四項）という強力な地位を与えている。このような大統領への権限の集中は、戦後の波乱の中で形成された特有の事情によるものであり、典型的な米国の大統領制からすれば、異なった体制を形成しており、「韓国式大統領制」となっている。⁽¹⁾

本稿では、日本の議院内閣制と異なる大統領制の下で新しい大統領を国民の手によって直接選出する韓国の大統領選挙の過程を紹介するとともに、政治・経済・社会における内政政策（民生政策）、対北朝鮮政策、対日政策などの外交政策についての課題について考察するのが一次関心事項である。⁽²⁾

しかし、本稿の関心は単に大統領選挙及び総選挙の結果分析に限定されるものではない。むしろ大統領選挙とその後の総選挙の結果を踏まえ、「進歩（革新）の退潮」・「保守の躍進」といわれる保守の逆転現象の原因を探るところまでに考察の範囲が広がることになる。それは、前回の大統領選挙を通じて提起された戦後政治との決別としての登場したはずの盧武鉉政府がなぜ改革に失敗したのかを極めることであり、「開発独裁」から「三金政治」による地域分割まで、感情的対立の煽りによってのみ成立する戦後政治に対する統合改革が挫折するプロセスでもある。言い換えれば、盧武鉉政府は、戦後の権威主義体制の中で、民主化の旗手として、韓国独有の地域対立（地域感情）に煽られながら形成されたいわゆる「三金政治」の呪縛からの政治的脱皮を要求されながら誕生したにもかかわらず、その社会改革に対する「観念的情熱さ」と政権運営の「無能さ」という限界を披露したまま、一九九八年の金大中政府以降の革新政権の座を保守政党に渡すこととなった。この盧武鉉政府の五年間の政権運営を進歩的改革の過渡期的教訓として位置づけるのか、それとも権威主義的な戦後政治の連続線上に置くのかの判断は容易いものではないが、国民の選択の中身を吟味することにより、今回の大統領選挙が戦後の政治構造の柱を形成した三金時代の崩壊の加速化に

どのような影響を与えたのかに関する手がかりを提供するとともに、こうした三金時代の崩壊とそのポスト三金時代をリードする政治リーダーとしての大統領に求められる条件について考察するのが、本稿の目的である。

一 大統領制の制度的形成とその権限と義務

一九八七年の民主化を踏まえ、全部改正によって民主的に生まれ変わった現行の憲法では、政府形態を「大統領制」(presidential system)として⁽³⁾いるが、その典型的形態であるアメリカ大統領制においては見られない特徴を有している。まず、アメリカにおいて見られる古典的な大統領制と同様に韓国の憲法も次のような事項を定めている。

すなわち、①国民によって直接選ばれた大統領が国家の元首であると同時に行政府の首班としての地位を占めること、②その任期は法律(憲法)によって定められていること、③大統領が国会に対して政治的責任を負うことなく、国会の弾劾訴追と憲法裁判所に決定によってのみその職が失われること、④国会の立法に対し法案拒否権を有しており、また国会に対し大統領の解散権が認められていること⁽⁴⁾などである。

他方、韓国の憲法では、こうした古典的かつ典型的な大統領制とは異なる要素を認めており、例えば、國務総理を置き行政各部を統括するとともに国会に対する政治的責任を負えるように国会の解任建議権の付与、国会議員と國務委員の兼職の許容などがそれである⁽⁵⁾。

韓国の政治体系において大統領制の形成は、一九四八年の憲法制定にさかのぼる。すなわち、一九四八年七月の憲法制定・政府組織の編成とともに、国会における間接選挙によって大統領(李承晩)と副大統領(李始榮)が誕生し

た。この第一共和国は、憲法上の三権分立を土台とし、単院制の国会と大統領中心制、大統領の国会での間接選挙などを採択していた。しかし、国会の単院制は、誕生したばかりの政府の財政状況を勘案したものであり、憲法案案の段階において構想されていた内閣責任制が大統領中心制に内閣責任制を加味した形に変更されたのは政治的な妥協の産物であった。こうした政治的な変更の背景には、内閣責任制の条件ともいえる中産層及び国民の高い政治的意識、高い教育水準、そして職業公務員制度、地方自治制度、社会的安定などが整っていない当時の状況では現実的な選択ではなく、強力な権限を有する大統領を中心とする「大統領間接選出制度」のほうが現実性のある選択という共通の認識があったからである。⁽⁶⁾

初代の大統領であった李承晩は、行政府の首班であるとともに与党の党首として国政における政策形成と執行に対する強力な権限を持っていた。彼は、政治的洞察力と外交的な手腕に通じていたものの、宣伝と扇動によるカリスマ的指導を好むあまり、政策決定において独善的かつ権威主義的な傾向が強かったことから政府樹立や国家基盤の国際的な承認と経済援助の獲得など様々な業績を残したにもかかわらず当時の最大の国政課題であった経済の安定という現実問題に対する長期的取り組みには至らなかった。

他方、第二共和国は内閣責任制の政府形態を採択し、大統領は国家を代表するものの、国政に対する地位は、儀礼的存在となり、実際の権限は国務総理に集中することとなった。すなわち、大統領の任命を受ける国務総理が、行政の首班として国政に関する政策決定の最高責任者であり、閣僚の任免権はもちろん閣僚の承認なしで政策決定を行うなど強力な権限が認められていた。

しかし、こうした権限を有しながらも第二共和国の国務総理（張勉）は、政治的な経験の不足、政治的なリーダー

シッパの不在、そして有能な政策助言者（参謀）である官僚などの確保やその活用能力の欠如により、急変する社会的環境変化への対応には限界があった。こうした政治的・行政的な能力の欠如は、一九六一年五月の軍事クーデター（五・一六軍事革命）を引き起こす要因となり、一九四五年以降、形成されてきた民主的政府は、「官僚主義体制」という長い断絶の時代を迎えることとなった。五・一六軍事クーデターを主導した「軍事革命委員会」は、「国家再建最高会議」に組織変更を行い軍事革命政府として機能を持たせるとともに、同年一〇月に政府組織法の大規模な改正を通じて、政府形態として議員内閣責任制の要素を取り入れた強力な「大統領中心制」を採択するなど様々な制度改革に断行した。「経済の発展」と「祖国の近代化」を標榜して登場した第三共和国の朴正熙大統領は、「経済企画庁」という経済部署を中心においた行政主導型の国政運営を図ったが、当時の大統領制において認められた権限としては、法律執行権・外交権・軍事権・緊急財政経済処分権・戒厳宣布権・公務員任免権・政党解散提訴権・法律案拒否権・赦免権などであった。

戦後の混沌下で形成された大統領制の形成は、政治的安定を図りつつ、経済の建て直しのための資源動因の権力性を大統領に委ねていく過程と理解できるが、一方においては過度に集中した権力は、その政治的混乱を利用し、政権の安定化・長期化を目指し、様々な変革を断行していくこととなる。その変革の主要道具として、憲法改正が使われ、戦後の憲法はしばしば変化していくことになる。⁽¹⁾

戦後の憲法の制定（一九四七年）以降、度重なる憲法改正の主な目的は、大統領を選出する選挙制度の変化に関するものであった。すなわち、現職大統領の政権維持のための大統領選出制度の変化に憲法が使われることがしばしばであった。戦後における最初の憲法改正は、李承晩大統領による第一次（一九四八年）・第二次（一九五二年）・第三

次（一九五四年）の憲法改正であり、その内容は長期政權の維持のためのもので、直接投票であった大統領選挙を国会による間接選挙への変更、さらに間接選挙を直接選挙に代える矛盾したものであった。

その次の第四次憲法改正は、一九六〇年の四月の「四・一九学生義挙」を踏まえ、大統領中心制を議員内閣制へとその権力構造の変更を試みたものの、その後の五・一六軍事クーデターにより挫折し、軍事政權の下での第五次憲法改正（一九六二年）は、大統領を直接選出する方法への変更、さらに第六次憲法改正（一九六九年）では、大統領の任期を三期まで許容することを内容とするもので、朴正熙政權の長期化を図ったものであった。

その後の第七次憲法改正（一九七二年）は、大統領を「統一主体国民会議」において選出するいわゆる間接選挙の導入を主な内容とするもので、第八次憲法改正（一九八〇年）ではこれを選挙人団による間接選挙に拡大させたものであったが、権威主義体制の政權延長策の性格が色濃く反映された憲法改正であった。こうした憲法改正の時代に終止符を打ったのが、一九八七年の第九次憲法改正であり、この憲法改正は憲法全文を民主主義の観点から取り替えるものであり、大統領の国民による直接選挙を約束するものであった。

他方、韓国における大統領の初仕事は「就任宣誓」と国民に対する「就任演説」であるが、韓国の憲法第六九条は、その大統領の義務を次のように規定されている。すなわち、大統領就任宣誓では、「私は憲法を遵守し、国家を保護するとともに、祖国の平和的な統一と国民の自由と福利の増進及び民族文化の創造に努力することを通じて、大統領としての責任を誠実に遂行することを国民の前で厳粛に宣誓します。」と誓うことが義務付けられている。まず、韓国の憲法における大統領（第四章第一節）に関する権限と義務について、憲法第六六条は大統領の地位について、「大統領は、国家の元首であり、外国に対し国家を代表する。国家の独立・領土の保全、国家の継続性と憲法を守る

責務を負う（憲法第六六条の二）。祖国の平和統一のための誠実な義務を負う（憲法第六六条の三）。行政権は、大統領を首班とする政府に属する（憲法第六六条の四）。」と定めている。この大統領の選出は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出（憲法第六七条）され、この直接選挙において最高得票者が二人以上の時は、国会の在籍議員過半数の出席の公開会議において多数票を得たものを当選者とする（憲法第六七条の二）。大統領候補者が一人の時、その得票数が選挙権者総数の三分の一以上でなければ大統領として当選できない（憲法第六七条の三）。大統領として選挙できる者は、国会議員の被選挙権を有しており、選挙日現在に四〇歳に達しなければならぬ（憲法第六七条の四）。大統領の選挙に関して必要な事項は、法律で定める（憲法第六七条の五）とされている。また、憲法第六八条においては、「大統領の任期が満了する時は、任期満了七〇日ないし四〇日前に、後任者を選挙する。」とし、大統領が欠位された時または大統領当選者が死亡または判決その他の事由によりその資格を喪失した時は、六〇日以内に後任者を選挙する（憲法第六八条の二）こととなっている。

大統領の任期は五年とし、重任することはできない（憲法第七〇条）とし、大統領が欠位または事故により職務を遂行することができない時は、國務総理、法律が定めた國務委員の順序でその職務を代行する（憲法第七一条）。大統領の権限については、憲法第七二条において、「大統領は、必要と認める時は、外交・国防・統一その他国家安全（原典は、安危）に関する重要な政策を國民投票に付することができる。」ほか、条約を締結・批准し、外交使節を信任・受け入れまたは派遣し、宣戦布告と講和を行う（憲法第七三条）。また、憲法と法律が定めるところにより國軍を統帥する（憲法第七四条）。國軍の組織と編成は、法律で定める（憲法七四条の二）。

その上、憲法第七五条においては、「大統領は、法律において具体的に範囲を定め委任を受ける事項と法律を執行

するために必要な事項に関して大統領令を発することができる。」と定めており、大統領は、「内憂・外患・天災・地変または重大な財政・経済上の危機において国家の安全保障または公共の秩序案寧を維持するために緊急に必要であり、国会の集会を待つ余裕のない場合に限って、最小限に必要な財政・経済上の処分またはこれに関する法律の効力を有する命令を発することができる。」(憲法第七六条)・「大統領は、国家の安全に関連する重大な交戦状態において国家を保衛するために緊急に必要であり、国会の集会が不可能な時に限って、法律の効力を有する命令を発することができる。」(憲法第七六条二)としている。ただし、この場合、「大統領は、第一項と第二項の処分または命令をした時には、直ちに国会に報告し、その承認を得なければならない。」(憲法第七六条の三)、「第三項の承認を得ることができなかった時には、その処分または命令はその時から効力を喪失する。この場合、その命令により改正または廃止された法律は、その命令が承認を得ることができなかった時から、当然ながら効力を回復する。」(憲法第七六条の四)、「大統領は、第三項と第四項の事由を直ちに公布しなければならない。」(憲法第七六条の五)とその行使についての立法統制を定めている。

国家非常事態に関しては、憲法第七七条において、「大統領は、戦時・事変またはこれに準じる国家非常事態において兵力として軍事上の必要に応じ、公共の秩序案寧を維持する必要がある時は、法律が定めるところにより戒厳を宣布することができる。」とし、その「戒厳は、非常戒厳と警備戒厳とする。」(憲法第七七条の二)、「非常戒厳が宣布された時は、法律が定めるところにより令状制度、言論・出版・集会・結社の自由、政府または法院の権限に関して特別な措置をすることができる。」(憲法第七七条の三)とする一方、「戒厳を宣布した時には大統領は直ちに国会に通告しなければならない。」(憲法第七七条の四)、「国会が在籍議員過半数の賛成で戒厳の解除を要求する時は、大

統領はこれを解除しなければならない。」(憲法第七七条の五)も同時に定めている。

大統領は、「憲法と法律が定めるところにより公務員を任免する。」(憲法第七八条)ことができ、「法律が定めるところにより赦免・減刑または復権を命ずること」(憲法第七九条)ができるが、この場合、「一般赦免を命ずるためには国会の同意を得なければならない。」(憲法第七九条の二)ほか、「赦免・減刑及び復権に関する事項は法律で定める。」(憲法第七九条の三)とされる。その他、大統領は、「法律で定めるところにより勲章その他の栄典を授与する。」(憲法第八〇条)ことができ、「国会に出席し、発言し、書簡で意見を表示することができる。」(憲法第八一条)と定められている。また、憲法第八二条では、「大統領の国法上の行為は文書で行い、この文書には國務総理と國務委員が副署する。軍事に関しても同じである。」と規定する一方、同第八三条では、「大統領は、國務総理・國務委員・行政各部の長その他法律が定める公私の職を兼任することができない。」と兼職禁止を定めている。

こうした権限と義務を負う大統領は、「内乱または外乱の罪を犯した場合を除き、在職中刑事上の訴追を受けない。」(憲法第八四条)とともに、「前職大統領の身分と礼遇に関しては、法律で定める。」(憲法第八五条)を規定している。

大統領の選挙のはじまりは、一九四八年の七月二〇日に行われた第一代選挙であるが、当時は国会においての国会議員による間接選挙であった。政権や政治状況によって直接・間接選挙を繰り返した大統領の選出が定着するのは、民主化によるものであった。すなわち、軍事政権による権威主義体制の中で政権延長の手段として使われてきた間接選挙制度が一九八七年の民主化により、国民による大統領の直接選挙に変化したものである。この直接選挙制度の導入こそ、民主化運動の最大の成果であった。表一は、政府樹立以降の大統領選挙の結果を示したものである。⁽⁸⁾

表一 歴代大統領選挙結果

区分	選挙日	選挙方法	候補者数	当選者	政党	投票率	得票数	得票率
16代	02/12/19	直接選出	7	盧武鉉	新しい千年民主党	70.8	12,014,277	48.9
15代	97/12/18	直接選出	7	金大中	国民会議	80.7	10,326,275	40.3
14代	92/12/18	直接選出	8	金泳三	民主自由党	81.9	9,977,332	42.0
13代	87/12/16	直接選出	8	盧泰愚	民主正義党	89.2	8,282,738	36.6
12代	81/02/25	間接選出 (大統領選挙人団)		全斗煥	民主正義党	-	-	-
11代	80/8/27	間接選出	1			100	2524	-
10代	79/12/06	(統一主体国民会議)	1	崔圭夏	無所属	100	2465	-
9代	78/7/06		1			100	2577	-
8代	72/12/23		1			100	2357	
7代	71/4/27		7	朴正熙	民主共和党	79.8	6,342,828	53.2
6代	67/5/03	直接選出	7			83.6	5,688,666	51.4
5代	63/10/15		7			85.0	4,702,640	46.6
4代	60/8/12	国会選出	-	尹潽善	民主党	-	-	-
	60/3/15	直接選出	2			97.0	9,633,376	100
3代	56/5/15		3	李承晩	自由党	94.4	5,046,437	70.0
2代	52/8/05		4			88.1	5,238,769	74.6
1代	48/7/20	国会選出	3			-	180	92.3

(注一) 四代の大統領選挙は、一九六〇年三月一五日に行われた選挙において不正が発覚、その後李承晩政権の崩壊につながり、同年八月一二日に再選挙が行われた。一四代以降が民間選出大統領（民選大統領）である。

(出典) 中央選挙管理委員会資料（二〇〇七）

大統領選挙の所管は、憲法上の機関である中央選挙管理委員会である。この中央選挙管理委員会は、憲法第一一四条の規定により選挙と国民投票の公正な管理及び政党に関する事務を処理するために設置された国家機関として、国会・政府（行政府）・法院・憲法裁判所とともに設置される独立した合議制の憲法機関である。この中央選挙管理委員会の最大の特徴は、中立性であり、これは一九六〇年三月一五日の不正選挙に対する反省を踏まえるものである。すなわち、中央選挙管理委員会は、第三共和国第五次憲法改正（一

九六二年一月二日(二六日)により、一九六三年一月二日に憲法が定める行政機関として設置され、現在に至っている。

中央選挙管理委員会は、職務の遂行における公正性の確保のために、各級選挙管理委員会の委員の任期及び身分を憲法と法律に従い厳格に規定しており、職務遂行においてのいかなる干渉や影響を受けることなく、もっぱら憲法と法律の定めによりその職務を遂行することが規定されている。中央選挙管理委員会は、単独決定機関ではない合議制の意思決定の委員会形式をとっており、委員会の構成においても国会及び法院からの推薦や法官、弁護士、教育者など、中立的で社会的信望の厚い人事によって構成され、委員は特定の政党への加入や政治活動への関与が禁止され、中立性を保っている。

中央選挙管理委員会は、『韓国憲法』・『公職選挙法』・『地方教育自治に関する法律』などに根拠し、①大統領選挙、国会議員選挙、地方自治団体長選挙(市・道知事、市長・郡守・自治区庁長、地方議会議員選挙(市・道議員、市議員・郡議員・自治区議員)及び教育委員・教育監選挙に関する候補者の登録及び投票・開票など選挙手続きに関する事務、②選挙費用制限額などの管理、③選挙法違反行為の監視・取締り業務などを主な機能としている。

中央選挙管理委員会は、委員長・常任委員・委員とし、大統領が任命する三人、国会が任命する三人、大法院長が指名する三人の計九人で構成される。委員の任期は、六年であり、委員は国会の聴聞会を経て、任命・選出または指名され、委員長と常任委員は委員の中から互選し、大法官が委員長に選出されるのが慣例である。

二 第一七代大統領選挙の制度的概要

大統領選挙は、現職大統領の任期満了七〇日前の最初の水曜日に行うことが決まっております、選挙運動期間は候補者登録後の翌日から投票日までの二三日間である。選挙権は、投票日現在、満一九歳以上の者で、次の一に該当する者は選挙に参加することができない（『公職選挙法』第十八条）。すなわち、①禁治産者、②禁固以上の刑の宣告を受けてその執行が終了していないまたはその執行を受けないことが確定されていない者、③選挙犯（『公職選挙法』第一八条の罰則関連罪・『国民投票法』違反の罪を犯した者）、④政治資金法（政治資金不正収賄罪）及び第一四九条（選挙費用関連違反行為に関する罰則）に規定された罪を犯した者、⑤大統領・国会議員・地方議会議員・地方自治団体の長としてその在任中に職務と関連し『刑法』（『特定犯罪加重処罰等に関する法律』第二条により加重処罰される場合も含む）。第二一九条（収賄、事前収賄）ないし第一三二条（斡旋収賄）、『特定犯罪加重処罰等に関する法律』第三条（斡旋収賄）に規定された罪を犯した者で、一〇〇万ウォン以上の罰金刑の宣告を受け、その刑が確定された後五年または刑の執行猶予の宣告を受けてその刑が確定した後一〇年を経過していない、懲役刑の宣告を受けその刑の執行を受けないこととなったことが確定した後またはその刑の執行が終了または免除された後一〇年を経過していない者（刑が失効された者も含む）、⑥法院の判決または他の法律により選挙権が停止または喪失した者、などである。

被選挙権は、選挙日現在五年以上国内に居住している四〇歳以上の国民とし、公務により外国に派遣された期間と

国内に住所を置き一定期間外国に滞在している期間は国内居住期間とみなす。ただし、次の一に該当する場合は、その限りではない。すなわち、①選挙権を有しない者、②禁固以上の刑を受け、その刑が失効されていない者、③法院の判決または他の法律により被選挙権が停止または喪失された者、である。

大統領選挙の候補者として登録するためには推薦を必要とするが、この推薦には「政党推薦」と「選挙権者推薦」を並行して採択する。まず、政党推薦の場合、各政党は公職選挙においてその所属党員を候補者として推薦することができ、選挙権者推薦の場合は、五つの市・道に分け、一つの市・道に住民登録されている選挙権者の数を五〇〇人以上とし、約二、五〇〇人から五、〇〇〇人までとしている。

候補者の記号については、候補者登録締切り日現在、国会に議席を有する政党は多数の議席順に、無議席の政党はアイウエオ順に、無所属の候補者の氏名はアイウエオ順に決め、各一・二・三とする。ただし、国会に五議席以上の所属地域区国会議員を有する政党や前回の大統領選挙、比例代表国会議員選挙または比例代表地方議会議員選挙において全国の有効投票者数の一〇〇分の三以上を得票した政党として国会に議席を保有している政党は全国的に統一された記号を付与する。投票時間は、午前六時から午後六時までの一二時間であり、投票は投票参観人の参観のもとで、投票箱などの異常有無の検査の後、開始される。投票の順序は、投票所入所、選挙人名簿による本人可否の確認、投票用紙の受領、記入、そして投票箱への投函、退所の流れとなっている。ただし、身分証明書がなければ投票できないため住民登録証、旅券、運転免許証、公務員証または公共機関が発行した障害者登録証、(国家)資格証などのうち、一つは持参しなければならない。投票時間の終了は、投票管理官により投票締切り時間(午後六時)に投票終了を宣言することによる。その後は、参観人の参観・確認のもとで投票箱の鍵をかけ、投票管理官は候補者別に選定し

た投票参観人一人(二〇人を超えるときには抽選で一〇人を選定)と警察官二人を同伴し、投票箱及び関係書類を管轄の区・市・郡委員長に引き渡すことになる。開票手続きは、投票区別に投票箱の異常有無を確認した上、投票箱を開け、有効・無効の区別(開票機による開票も含む)を行い、候補者別の得票が集計され、公表される。

当選者の決定については、有効投票の多数を得た候補者を当選人として決定し、これを国会議長に通知する(ただし、候補者が一人であるときはその得票数が選挙権者総数の三分の一以上に達した場合、当選人と決定する)。最高得票者が二人以上のときは、中央選挙管理委員会の通知により、国会は在籍議員の過半数の出席と公開会議において多数票を得た候補者を当選人として決定する。

他方、中央選挙管理委員会は、第一七代大統領選挙において政党及び候補者が法定上の選挙運動のために、一人当たりの選挙費用制限額として四六五億九、三〇〇万ウォンを公告した。今回の大統領選挙の選挙費用制限額は、二〇〇六年二月二八日現在の全国の人口(四、九〇四万四、三三三)に九五〇ウォンをかけた金額であり、前回の第一六代大統領選挙の三四一億八、〇〇〇万ウォンより二四億一、三〇〇万ウォンが増加し、約三六、三%の伸び率を示した。こうした選挙費用の大幅な増加の理由としては、前回の選挙では選挙ポスター、小型印刷物、新聞・放送広告、候補者放送演説、政党・候補者演説会などの選挙運動の項目ごとにその費用を産出したのに対し、今回は二〇〇四年三月の公職選挙法の改正により全国の人口数による総額算出方式に変わったことがその増加の最大要因として挙げられる。

また、今回の大統領選挙では募金制度がはじめて導入され、大統領選挙者予備選候補者後援会は、選挙費用制限額の五%に当たる二三億九六五万ウォンまで後援金を募金することができ、後援者は他の後援会を含め年間二、〇〇〇

万ウォンを超過しない範囲内で、一人の大統領選挙候補者後援会に一、〇〇〇万ウォン以内の後援金を寄付することができるようになった。候補者は、公告された選挙費用制限金額を超過して支出することができない。選挙費用支出と関連し、選挙費用制限額の二〇〇分の一以上を支出した嫌疑で選挙事務所の長または選挙事務所の会計責任者が懲役刑または三〇〇万ウォン以上の罰金刑の宣告を受けた場合は、その候補者の当選は無効となる。選挙費用には、予備候補者の選挙運動費用も含まれることから、予備候補者登録時に会計責任者と政治資金の収入・支出のための預金口座を申告しなければならず、予備候補者は本人の財産を政治資金として支出する場合を含む、すべての収入と支出を選挙管理委員会に申告した会計責任者と預金口座を通じてのみ行わなければならない。中央選挙管理委員会は、今回の大統領選挙をお金のかからないクリーンな選挙を目指し、予備候補者の段階から選挙費用に関連する資料を収集する一方、不法な政治資金に対しては金融取引資料の提出要求権など、調査権限を最大限に活用し、積極的に対処していくこととした。

他方、選挙制度の改正により、前回の大統領選挙（第一六代）では、公式選挙期間の開始とともに世論調査の結果を公表することができなかったが、今回は選挙日六日前（二月一三日）までは世論調査の結果を公開することができるようになった。また、選挙権の年齢が満二〇歳から満一九歳に変更され、今年の選挙では約六〇万人が選挙権を行使することとなった。その上、『政治資金法』の改正により、これまで不法選挙資金の通路として指摘を受けていた党中央及び党市・道後援会が廃止された。

そのほか、候補者は候補者自身が開設したインターネットホームページを利用し、常時的な選挙運動を行うことができるようになり、公式な選挙期間の開始とともにインターネット公告も可能になった。候補者は、公開場所におい

て支持を訴える路上演説も許容され、行政単位である邑・面・洞に候補者ごと一個の選挙用看板を設置することができるようになった。また、前回では公営放送社が共同で主催した放送討論会を今回は中央選挙委員会が主管し、三回の公開（テレビ）討論会を開催することとなり、主要候補者は合同討論会への義務が果たされた。今回は、選挙期間中における郷友会・同窓会などの集いをすべて禁止したが、今回は集いの開催そのものは可能となったものの、前回同様、選挙運動を目的とした行事や食事の提供など行為は禁止されることとなった。候補者登録の際の寄託金について、公式な候補者登録に必要な五億ウォンの寄託金は従前において一五%以上の得票者のみに全額返還されたが、今回からは得票率一〇〜一五%未満の候補者にもその半額（五〇%）が返還されるようになった。

三 進歩の分裂と選挙争点の埋没

韓国における大統領選挙の大きな特徴の一つは、選挙状況をめぐる離合集散の政治行動である。一九八七年の民主化以降、四回目の直接選挙による大統領の選挙を控え、与党の「ヨリンウリ党」（以下、開かれたウリ党で表記）と野党である「ハンナラ党」の候補者選びが進められ、各党の中では予備選が行われた。その過程で、野党の予備選において不利となった候補者が離党し、与党に入党することや予備選を経ないで選挙戦後半になって立候補を表明するなど混乱ぶりが際立った。すなわち、大統領選挙前の第十七代国会の構成（計、二九九議席、二〇〇四年五月二十九日現在）は、政権与党の「開かれたウリ党（与党）」は一五二（比例二三を含む、以下同）、野党の「ハンナラ党」が一二二（比例二二）、「民主労働党」が一〇（比例八）、「民主党」が九（比例四）、「自由民主連合」（自民連）が四（比

表二(一) 第一七代国会の構成 (2004年5月29日現在)

政党名	地域区	比例代表	計	備考 (%)
開かれたウリ党 (与党)	129	23	152	50.83
ハンナラ党 (野党)	100	21	121	40.46
民主労働党	2	8	10	3.34
民主党	5	4	9	3.01
自由民主連合 (自民連)	4	0	4	1.33
国民統合 21	1	0	1	0.33
無所属	2	0	2	0.66
計	243	56	299	100

表二(二) 交渉団体別議員数 (2007年8月6日現在)

交渉団体/選挙区	地域区	比例代表	計	備考 (%)	
ハンナラ党 (野党)	107	21	128	42.81	
開かれたウリ党 (与党)	35	23	58	19.40	
中途統合民主党	24	4	28	9.36	
非交渉団体	民主労働党	1	8	9	3.01
	国民中心党	5	0	5	1.67
	無所属	71	0	71	23.75
計	243	56	299	100	

(出典) 表二(一)(二) ともに、国会資料 (2007) より作成。

例なし)、「国民統合(二一)」が、その他の「無所属」二であったが、大統領選挙を半年前に控えた二〇〇七年の八月には、ハンナラ党が二二八(比例二二)、開かれたウリ党が五八(比例二三)に、そして新党の「中途統合民主党」が二八(比例四)として開かれたウリ党から分離されており、民主労働党が九(比例八)、自由民主連合の基盤をもった国民中心党が五(比例なし)、一議席であった無所属が七一に伸びている。こうした離党・新党結成、無所属への移動は、選挙によって生み出される結果を予測して行われる政治的

行動の結果であるが、こうした流動的状況は選挙の直前まで続いた。

こうした流動化がもっとも深刻であったのは前回の大統領選挙（第一六代）、総選挙を経て、過半数を維持してきた与党の開かれたウリ党であった。第七代大統領選挙を控え、現職の盧武鉉大統領の人氣に陰りが見られるようになるにつれ、離党により活路を見出そうとする動きが活発となった。大統領選挙を半年後に控えた二〇〇七年の八月現在の政党別国会議員の勢力図は、与党から無所属になった議員数の増加が目立ち、離合集散の失態が明確になった。

こうした与党離れは、盧武鉉政府の経済的な政策運営の失敗がもたらす生活破綻の深刻性を物語るものであり、いわゆる親保守中途政策といわれる盧武鉉政府の国政運営能力の限界が意味するものがあった。韓国政治における政党間の対立は、朴正熙政権の地域基盤を土台とする保守系のハンナラ党と金大中・盧武鉉政府を生み出した進歩系（革新系）によって大きく分けられる。もちろん金鐘泌（キム・ジョンピル）に代表される韓国の中部の忠清道地域における地域政党が最大変数として機能してきたことを忘れてはならない。すなわち、韓国の政党は、日本海に接する慶尚道を地域基盤とする保守系のハンナラ党、中国側（黄海）の全羅道を地域基盤とする開かれたウリ党、そして中部の国民中心党によって大きく分割されており、そのほかの労働組合が基盤である民主労働党などの少数政党が存在する。中でも、一九九七年の設立以降、最大野党として君臨し、大統領選挙や総選挙において強い力を形成してきたハンナラ党の政権への復帰が最大の焦点であった。

野党ハンナラ党の予備選により始まった政権選択への道のりは、野党のハンナラ党の予備選が国民的関心呼び起し一歩リードする中で行われ、他方の与党は候補者が乱立する中で予備選が国民的関心とはかけ離れた離合集散的な政治ショーに終わり、選挙戦の構図は、野党がリードし、与党がそれに追いつく形となった。

二〇〇七年の八月二〇日にソウル蚕室（チャムシル）体操競技場で開かれた党大会において故朴正熙大統領の長女である朴謹恵（パク・クンヘ）氏との一騎打ちによって行われたハンナラ党の大統領公認候補を選ぶ党内予備選で、李明博前ソウル市長は、八万二〇八四票を得票し、七万八六三二票を得た朴謹恵候補を抑え、候補者となった。その差は、二四五二票の僅差であった。

この野党ハンナラ党の予備選の結果、李明博氏が大統領候補者として選出され、半年間という余裕のある予備選挙戦に突入したのに対し、与党で革新系の統合で生まれた「大統合民主新党」の予備選は、盧武鉉政府に対する評価をめぐる党内勢力の亀裂そのものであった。すなわち、大統合民主新党の党公認大統領候補を決める党内選挙進出者に九人の候補者が立候補し、選挙人団一万人と一般人二四〇〇〇人対象の世論調査結果を五〇%ずつ反映し九人の候補を五人に絞る党内予備選挙を実施、その結果、孫鶴圭（ソン・ハクキユ、前京畿道知事）、鄭東泳（チョン・ドンヨン、元統一部長官）、李正海チャン（イ・ヘチャン、元首相）、柳時敏（ユ・シミン、前保健福祉部長官）、韓明淑（ハン・ミョンスク、前首相）の五人を決定した。その後、この五人による予備選が行われ、鄭東泳候補が与党側の大統領候補として選出された。ただ同党は、国政運営失敗の責任を問われた開かれたウリ党の議員を吸収するなど、新党結成の過程における国民の批判も多く、今回の予備選に対する国民の関心は当然ながら低く、予備選の当日の投票率は、台風の影響による悪天候も重なって一八・六%という記録的な低迷ぶりだった。

この予備選に先立って、与党をはじめとする進歩グループの候補一本化が叫ばれ、二〇〇七年六月には「開かれたウリ党」から離脱した一部と「民主党」の一部が統合し、「中道改革統合新党」が、またこの「中道改革統合新党」が「民主党」と「大統合民主新党」（二〇〇七年八月）に分裂し、その後再びこの二つのグループと開かれたウリ党

に残された一部が統合した「統合民主党」(二〇〇七年一月、以下民主新党という。)に変わってきた。

ところが、選挙戦の中盤になって、文国現(創造韓国党)、李仁済(民主党)、沈大平(国民中心党)のほかに、野党のハンナラ党と同じ支持基盤をもつ李会昌(無所属)の立候補宣言が相次ぎ、候補者登録の結果は、二人が乱立する波乱模様となった。その後、国民的人気のある著名人の候補支援が目立つようになり、例えばFIFA副会長である鄭夢準氏が李明博候補への支援を発表し注目を集めたほか、国民中心党の沈大平候補は李会昌候補への支持を表明し自らの立候補を撤回した。また、進歩系列の候補一本化も投票直前まで進められたものの一本化には至らず、分裂のまま投票を向かえることとなった。

今回の大統領選挙のもっとも大きな特徴は、選挙そのものが盧武鉉政府の政権運用における失策に対する「回顧的投票 (retrospective voting)」にあり、経済再生という保守的フレームの中で行われたことである。同時にそれは金大中・盧武鉉政府による進歩系政権の政策運用に対する評価でもあり、また、それは一九八七年の民主化以降の革新勢力の改革に対する評価でもあった。「アマチュアリズムと執着により失われた五年」(東亜日報、〇七・一一・一〇)と評されるほど、国民の批判は極に達していた。すなわち、今回の大統領選挙を左右した国民的情緒は、盧武鉉政府に対する「失望」であり、これは民主化によって得られた韓国民主主義の実験が失敗に終わったことを意味するものであった。その結果、過去において韓国政治を支配してきた「地域感情」(地域主義的投票行態)が再び登場する可能性が高くなったという指摘もある。

盧武鉉政府は、民主化の過程においてカリスマ性の政治家によって構築された韓国政治のジレンマとしての地域対立に一つの大きな変化をもたらした。それは、これまでのように出身地と政治基盤が同じである三金政治とは異なり、

対立してきた地域の政治リーダーと支持基盤の結合による混合的組み立ての可能性を見出したからであり、地域基盤主義による政治対立の限界を明確に示すものであったからである。すなわち、経済成長の影で集団上京など経済的に貧しい生活環境からの脱皮のために自己犠牲の苦勞を経験している戦後世代にとっての「ふるさと」(出身地域)は母のように永遠なる服従の対象であり、その地域の政治家はまさに家族そのものであった。こうした地域への愛着を政治的資源として動員する地域対立の政治構造は韓国社会が抱えている政治的ジレンマであり、その社会的分裂の上において三金政治が成り立っていたといえる。

盧武鉉政府の誕生には、こうした社会分裂としての三金政治に対する批判と戦後世代とは異なる政治的感性をもつ若年層の存在があり、彼らの政治社会に対する多面的な理解こそ、盧武鉉政府を誕生させた原動力であった。例えば、従来の保守的なマスコミに対するインターネットによる選挙戦の展開やノサモ(盧武鉉を愛する政治的ボランティア組織)のような新しい政治集団の群生なども時代の変化を反映する大きな要素であった。

しかし、盧武鉉政府の誕生がこうした変化の反映であると同時に、既存の政党に対する国民的不満の反映であったにもかかわらず、盧武鉉政府は戦後政治との決別という国民的なエネルギーを持続させることには失敗した。その原因は様々であるが、もっとも大きな原因は、地域対立政治から国民統合の政治を目指すはずの盧武鉉政府が党内の葛藤を乗り切れず政党そのものが大きく分裂され、政治的基盤を弱めてしまったこと、その上、内政並びに外交政策における政策的失敗が国民の期待に背ける結果となった。

盧武鉉政府の五年間の国政運営に対し行った高麗大学研究所の評価の結果においては、経済・労働・福祉・教育・統一は平均点を、行政と外交においては平均点以下の評価となった。盧武鉉政府は、頻繁な分党・離党、言論との葛

藤、世論に対する批判を通じた分裂と反目を助長し、リーダーシップ不在という初期の問題点を自ら立証した結果となった。外交面においては、太陽政策の維持のほかに、既存の外交路線から離れ外交システム的大幅な修正に取り組んだものの、成功には至っていない。また、経済面においては、六%であった経済成長率が四・八%に低下する一方、労使政委員会の対立、非正規職の大量発生、新しい労使関係への対応不足など経済政策の不熟さが目立つばかりであった。その上、教育面においては、均衡や平等主義に立脚した教条的な理念への執着による教育政策の運営は、混沌以外の何の政策も生み出すことはできなかった。

そのため、今回の大統領選挙は、進歩（革新）勢力から保守勢力への権力の復帰か否かが問われた選挙でもあった。すなわち、野党のハンナラ党が、一九九八年の大統領選挙において金大中氏に政権の座を奪われてから一〇年間は、金大中・盧武鉉という進歩政権が続き、様々な社会改革の推進とともに、北朝鮮に対しては対話と支援を軸とする太陽政策を、日米に対しては敵対的な緊張関係を中心とする外交・安保政策が行われた。

ところが、教育及び住宅政策という韓国国民にとっての最大関心政策の運用においては、改革の乱発や未熟さを披露し、物価の上昇も庶民生活を脅かす水準に達しており、安保・外交においては北朝鮮の核開発問題が太陽政策に対する高い批判を招いたことなど、政権与党としての政策運用上の無能さが国民批判の的となった。こうした現政府に対する高い批判が与党であるハンナラ党への期待感を膨らませる要因となる一方、現政府の主な政策を継承する与党の民主新党の候補者には大きなダメージを与えており、世論調査での支持率の差は明確なものであった。

以下の表三、表四は、第一七代大統領選挙における主な社会的イッシュを比較できるように、各政党へのアンケートをもとにそれぞれの政党の立場を政策比較表として発表した中央選挙管理委員会の政党間の政策比較と、韓国放送

表三―(一) 経済・民生分野

区分	民主新党	ハンナラ党	民主労働党	民主党	国民中心党
1) 企業による銀行所有の禁止原則の維持	◎	●	◎	●	●
2) 不動産保有税に切り下げ	×	▲	×	●	○
3) 首都圏内の工場新・増設の規制維持	○	●	◎	○	○
4) FTA の締結拡大	○	◎	×	○	○

(注) 凡例：◎賛成、○条件付賛成、●条件付反対、×反対、▲その他、? 答えなし。以下、同じ。

(出典) (一)～(五)、中央選挙管理委員会選挙公約比較 (2007)。

ポスト三金時代における大統領の条件(申)

表三―(二) 社会・福祉分野

区分	民主新党	ハンナラ党	民主労働党	民主党	国民中心党
1) 死刑制度の廃止	◎	○	◎	◎	○
2) 土地公概念の拡大・強化	◎	○	◎	●	○
3) 二重国籍の許容	○	○	○	●	○
4) 良心性兵役拒否の認定と代替服務制度の導入	◎	●	◎	◎	●

表三―(三) 教育・環境分野

区分	民主新党	ハンナラ党	民主労働党	民主党	国民中心党
1) 高校平準化政策の維持	○	○	◎	○	●
2) 国公立大学の法人化	○	○	×	●	○
3) 原子力発電所の拡大	○	○	×	●	○
4) ゴルフ場建設の制限	○	●	◎	○	●

表三一(四) 政治・行政分野

区分	民主新党	ハンナラ党	民主労働党	民主党	国民中心党
1) 大統領5年単任制の維持	×	▲	×	×	×
2) 警察調査権の独立	◎	▲	◎	○	○
3) 政府部署の記者室統廃合の撤回	?	◎	◎	◎	◎
4) 行政中心複合都市及び公共機関移転の継続推進	◎	◎	○	◎	◎

表三一(五) 外交・安保分野

区分	民主新党	ハンナラ党	民主労働党	民主党	国民中心党
1) 対北朝鮮経済支援と人権問題の連携	×	◎	×	×	○
2) 国家保安法の廃止	◎	●	◎	○	●
3) 統一後も駐韓米軍の維持	○	▲	×	○	○
4) 国防予算の増額維持	●	○	×	○	○

公社(KBS)が国民懸案事項一五項目を軸に、各分野における争点について世論調査、学会などを交え比較分析したものである。韓国放送公社(KBS)が今回の大統領選挙において国民の関心の高い事項を選定した内容は、①経済・産業分野、雇用創出及び経済成長、不動産値段の安定及び中小企業支援対策、地域均衡発展、②政治・行政・外交・安保・統一分野、公職者の不正腐敗根絶、北朝鮮の核問題と政府組織再編、西海北方境界線問題、NLL及び国家保安法問題、③教育・文化・福祉・環境分野、水質、大気汚染などの環境問題、社会両極化、高齢化と治安対策、私的教育費の軽減などである。

表四 KBS (韓国放送公社) による主要候補者の政策比較

区分	李明博 (ハンナラ党)	鄭東泳 (民主新党)	李会昌 (無所属)
経済・民生分野	<ul style="list-style-type: none"> ●7%の経済成長及び300万の雇用創出のための世界最高の企業環境育成, 積極的な就業政策の展開 ●中産層の復権と両極化の解消のための金融政策, 生活支援, 庶民の税負担軽減, 主要生活費30%節減政策の推進 ●庶民中心の住宅供給拡大, 住居環境の改善, 長期保有1世帯1住宅に対する税負担軽減 ●先端産業, 先進貿易とITの融合, 医療・保健・金融・物流など高級サービスと環境, エネルギーなど複合産業の育成 ●科学技術国実現のために国際ビジネスベルトの醸成, 国際競争力の高い中小企業の育成のための集中投資と大企業との双生モデルの定着 ●競争力ある農漁業, 農業村の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ●6%の成長と250万の雇用創出, G-10先進国に成長 ●航空宇宙, バイオ, ロボット, 文化コンテンツなど環境にやさしい産業の育成 ●競争力の高い中小企業5万, 中堅企業2千か所の育成 ●ガソリン料, カード手数料, 金融利息の引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> ●計画性のある政策運用により国民税金10兆ウォンの還付 ●企業投資環境の良い国づくり ●中小企業を中心に, 科学技術及び高価値サービス産業を成長の動力として育成 ●雇用創出により青年の夢実現
社会・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●貧富と関係ない医療サービスの整備, 福祉国家型・予防型保健福祉サービスの実現 ●女性成功時代のための男女平等事業の育成, dream start運動・Mom & Babyプランの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●非正規職の外注卸負化規制(OECD平均25%まで縮小), 双生的労使政の関係修復 ●2億ウォン以下の首都圏アパートの供給強化により住宅問題の解決 ●基礎高齢年金の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉の推進 ●高齢者と障害者に対する「仕事・健康・所得」の保証 ●安心して預けられる希望保育システムの構築 ●無住宅世帯への支援強化

ポスト三金時代における大統領の条件(申)

	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得層の子女に対する機会の提供、階層割当制の導入、障害者の権利保障 ●高齢者に対する3大苦勞(病氣、貧困、孤独)の解決 ●生活密着型文化インフラの整備と専門人材の育成 	<p>により8割加入月額16万ウォンの実現、高齢者の雇用創出(30万)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●無償教育の全面实施により女性にやさしい社会の実現 	
教育・環境分野	<ul style="list-style-type: none"> ●公教育の強化、私教育費の節減のための高校多様化300プロジェクト、段階的の大学入試の自律化 ●グローバル人材の育成、大学競争力の強化、教育支援システム、就業100%大学プロジェクト、2080生涯学習プランの推進 ●経済と環境を活かす多目的大運河の建設 ●安全で持続可能な環境福祉国家の実現、clean & green Koreaプロジェクトの推進、代替エネルギーの開発支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●高校予算の倍増、大学競争力の強化、生涯学習社会の実現 ●大学入試の改革(修学能力試験の廃止)、内申による選抜、英語認証制度の導入による私教育費の大幅軽減 ●文化・芸術のルネサンスの推進 ●地球温暖化、油価100ドルなどによる環境にやさしい経済構造への転換 	<ul style="list-style-type: none"> ●教師主導の公教育の正常化実現 ●教育福祉の拡大 ●地球温暖化への積極的な対応 ●緑豊かな国土の建設
政治・行政分野	<ul style="list-style-type: none"> ●庶民と疎外改装のための人権と権益保護 ●権力型不正腐敗の根絶 ●国家経営システムの再設計による政府の競争力強化と地方経済のためのグローバル21システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●公職不正腐敗取調部署の設立により国家清廉度の引き上げ(10位圏内) ●4年連任大統領制の導入のための憲法改正 ●圏域別比例代表制の導入など選挙制度の改革による地域対立の解消 ●政府など公共部分の革新と成果主義予算の施工により国家予 	<ul style="list-style-type: none"> ●正直・誠実な人が報われる社会 ●小さくて効率的な政府 ●連邦制水準の地方分権実施と競争力のある地方時代の建設

ポスト三金時代における大統領の条件(申)

		算を10% 節減, 教育・福祉予算の投資を拡大	
外交・安保分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 平和統一の基盤醸成のための朝鮮半島経済共同体の実現に向けた非核・開放 3000 構想の推進 ● 未来型最先端の戦略化と兵営環境の画期的な改善 ● 安全な社会建設のための治安・消防の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 東北亜鉄道協議会の構築, 朝鮮半島 5 大鉄道網の連結 ● 北朝鮮の核問題解決と平和協定締結による恒久的な平和環境の実現 ● 開成工業団地の拡大と追加の特区造成による平和経済共同体の建設 ● 軍隊制度の改革 	<ul style="list-style-type: none"> ● 核のない朝鮮半島の実現 ● 5 年以内で離散家族の再会実現 ● 3 層の壁外交戦略による国益の実現

(出典) 韓国放送公社 (KBS) 資料 (2007) から作成。

四 大統領選挙の結果と分析

一月二十七日の午前〇時から始まった二三日間の選挙運動を一言で表現すれば、「ネガティブドラマ」(中央日報、〇七二一九)といえる。それは、各種世論調査において四〇%台の支持率で独走態勢に入った李明博候補に対し、B B K (株偽偽装事件) 関連記事や動映像など様々なネガティブ・キャンペーンが展開される選挙戦となつたからである。

しかし、「李明博五二八万票差圧勝」(朝鮮日報)、「李明博最大差大統領当選」(東亜日報)、権力の時計の針左↓右巨大な移動」(中央日報)、「李明博、大統領当選、一〇年ぶりの政権交代」(ハンギョレ新聞)などが大統領選挙の結果を報じた二〇日(木)朝刊紙のトップ面を飾った見出しの内容である。二人の候補が乱立する中で、二月一九日(水)に行われた第一七代韓国大統領選挙の結果、野党李明博(イ・ミョンバク)候補が、与党である民主新党の鄭東泳(チョン・ドンヨン)候補、無所属の李会昌(イ・フエチ

ヤン) 候補を大幅の票差で抑え、当選者となった。

今回の選挙は、従来のようなイデオロギー的な政治色を問うものでもなく、また候補者間の理念や政策を問う選挙でもなかった。今回の選挙において示された唯一の政治争点は、盧武鉉政府の経済及び教育などの民生政策に対する過去五年間の失政、すなわち時代的潮流に逆行する「大きな政府」路線がもたらした政府の肥大化と非能率、官治的な経済運用による不動産価額の高騰や低成長による失業の増加、三不(本高試、高校等級制、寄付金入学制)政策と歪められた平等教育がもたらした教育の質低下と競争力低下など、国民的関心事における政権運用能力の無能さに対する審判、そのものであったといえる。そのため、選挙戦に突入する前から与党の勝利は確実なものであった。

中央選挙管理委員会は、一九日午後六時に終了した第十七代大統領選挙の投票率を六二・九%(暫定集計)と発表した。この日午前六時から全国の投票所一万三七八カ所で有権者二七六万三五一八人を対象に行われた投票には、計二二六八万二〇六三人(不在者投票七五万七、三六九人を含む。)が参加した。

地域別投票率は、慶尙北道が六八・四%で最も高く、仁川と忠清南道が六〇・三%で最も低かった。広域市別では、大邱が六七・〇%で最も高く、以下蔚山六四・四%、光州六四・三%、ソウル六二・八%、釜山六一・九%、大田六一・五%、仁川六〇・三%の順であった。道別では慶尙北道が六八・四%で最も高く、続いて全羅北道六六・九%、全羅南道六四・七%、慶尙南道六四・一%、江原道六二・四%、忠清北道六一・三%、京畿道六一・〇%、済州道六〇・九%、忠清南道が六〇・三%で最も低かった。

今回の大統領選挙においてハンナラ党の李明博候補が二位の鄭東泳候補の得票率より二二・四%を上回る史上最大の票差で当選した背景には、最大の票田といわれながらこれまで保守には敵しかったソウル及び首都圏の票が大量に

ハンナラ党に流れ込んだ結果五三・二％を得票する圧勝に結びついたこと、また、全国一六の広域自治団体のうち、鄭東泳候補の牙城とされる光州・全羅南北道の三か所を除く一三の地域において一位の得票率を得ており、全国各地において偏差なく得票を重ねたことによると分析されている（東亜日報、〇七・一二・二〇）。中央選挙管理委員会 は二〇日、大統領選の開票の結果、当選したハンナラ党の李明博候補の最終得票数は一四九万二三八九票で、開票総数二三七三万二八五四票の四八・七％を占めた、と発表した。

他方、民主新党の鄭東泳候補の最終得票数は六一七万四六一票（二六・一％）、無所属の李会昌候補は三五五万九六三票（二五・一％）であった。李明博候補と鄭東泳候補の票差は五三二万七七〇八票で、一九八七年に大統領の直接選挙制が復活して以来最大となった。また得票率の差は二・四％であった。中央選挙管理委員会は、今回の大統領選の結果、有権者総数三七六万五三五一八人のうち三三七三万二八五四人が一票を投じ、最終的な投票率は六三・〇％に達した、と発表した。なお、今回の大統領選の投票率は二〇〇二年の七〇・八％よりも七・八％下がり、過去最低となった。

中央選挙管理委員会によれば、今回の大統領選挙において当選者であるハンナラ党の李明博候補の選挙費用は、約三七・二億五〇〇〇千万ウォン（日本円で約四〇億円）であったことが明らかになった。これは、各政党が中央選挙管理委員会に提出した「政治資金収支報告書」に基づくもので、李明博大統領当選者の場合、選挙管理に関わる事務員の手当及び実費などに約六七億八〇〇〇万ウォン（約七億円）、放送演説費として約八〇億九〇〇〇万ウォン（約八億三〇〇〇万円）を支出した。

他方、民主新党の鄭東泳候補は、選挙管理事務員の手当、人件費などに約九五億ウォン（約一二億円）、新聞・放

李仁濟	文國現	鄭根謨	許京寧	全寬	琴民	李会昌
民主党	創造 韓国党	真民主 連合	經濟 共和党	新時代 真人連合	韓国 社会党	無所属
0.70	5.80	0.10	0.40	0	0.10	15.10
160,708	1,375,498	15,380	96,756	7,161	18,223	3,559,963
0.50%	7.10%	0.10%	0.40%	0%	0.10%	11.80%
23,214	358,781	3,013	22,405	911	3,501	596,226
0.30%	5.40%	0%	0.40%	0%	0.10%	19.70%
4,599	94,285	770	7,351	406	1,198	346,319
0.10%	4%	0%	0.30%	0%	0.10%	18.10%
1,847	50,514	367	3,375	221	727	228,199
0.60%	7%	0.10%	0.50%	0%	0.10%	15.20%
7,612	84,814	797	5,769	323	1,068	183,057
1.10%	4.80%	0.10%	0.20%	0%	0%	3.40%
7,118	31,524	398	1,547	96	289	22,520
1.10%	7.10%	0.10%	0.30%	0%	0.10%	28.90%
7,223	48,143	467	2,356	204	683	195,957
0.40%	5.50%	0.10%	0.40%	0%	0.10%	17.50%
1,884	28,605	271	2,099	121	467	90,905
0.60%	7.10%	0.10%	0.50%	0%	0.10%	13.40%
30,513	354,492	3,378	23,554	1,312	3,207	670,742
0.80%	5.90%	0.10%	0.70%	0.10%	0.10%	17.60%
6,085	42,552	615	5,063	436	849	127,102
1.10%	5.70%	0.10%	0.50%	0%	0.10%	23.40%
7,965	39,884	561	3,435	321	759	162,750
2.50%	4.70%	0.10%	0.40%	0.10%	0.10%	33.20%
22,592	43,383	934	3,814	568	1,131	304,259

表五 第一七代大統領選挙候補別得票現況

区分	鄭東泳	李明博	權永吉
所属	民主新党	ハンナラ党	民主 労働党
合計	得票率(%)	26.10	48.70
	得票数	6,174,681	11,492,389
ソウル市	24.50%	53.20%	2.30%
	1,237,812	2,689,162	116,344
釜山市	13.50%	57.90%	2.80%
	236,708	1,018,715	48,901
大邱市	6%	69.40%	2%
	75,932	876,719	25,777
仁川市	23.80%	49.20%	3.50%
	286,565	593,283	42,069
光州市	79.80%	8.60%	2.10%
	527,588	56,875	13,597
大田市	23.60%	36.30%	2.50%
	159,700	246,008	17,207
蔚山市	13.60%	54%	8.40%
	70,736	279,891	43,607
京畿道	23.60%	51.90%	2.90%
	1,181,936	2,603,443	144,830
江源道	18.90%	52%	3.90%
	136,668	376,004	28,129
忠清北道	23.80%	41.60%	3.60%
	165,637	289,499	25,285
忠清南道	21.10%	34.30%	3.50%
	192,999	313,693	32,132

送・インターネット広告に約八〇億五〇〇〇万ウォン（約一〇億円）、選挙車両及び衛星中継費用などで約七四億ウォン（約九億円）を支出するなどあわせて約三九〇億七〇〇〇万ウォン（約四二億円）を支出した。

その他、無所属で出馬した李会昌候補は、各種広報物の製作に約三四億ウォン（約四億円）、選挙車両の手配などに約三〇億ウォン（約四・二億円）、地域の連絡事務所の開設・運営に約六六億ウォン（約七億円）など、計約一三八億五〇〇〇万ウォン（約一五億円）を使用した。

公職選挙法は、こうした選挙費用のうち、大統領選挙において全体の有権者の一五%以上を得票した候補者に対し

0.70%	2.80%	0.10%	0.20%	0%	0.10%	3.60%
6,550	26,573	590	1,777	270	538	34,630
2.40%	3.20%	0.10%	0.20%	0.10%	0.10%	3.60%
23,074	31,289	938	2,179	517	743	34,790
0.30%	3.30%	0.10%	0.30%	0%	0.10%	13.70%
3,823	47,345	819	4,696	699	1,458	195,526
0.30%	4.80%	0.10%	0.40%	0%	0.10%	21.50%
4,935	73,893	1,310	6,063	612	1,261	329,486
0.70%	7.80%	0.10%	0.50%	0.10%	0.10%	15%
1,674	19,421	152	1,273	144	344	37,495

ては、申告した金額の中から保全すべき項目を除き、支出した金額の返還することを定めており、中央選挙管理委員会は、選挙後の一ヶ月を目途にその返還を予定していると明らかにした。

これらの各政党の大統領選挙における支出額は、直接的な支出だけで総計一〇〇〇億ウォン（日本円で約一二〇億円）を上回っており、大統領選挙による国民経済への波及効果は決して少なくない影響を及ぼすものであり、その対価は景気対策のみならず、国土開発や経済計画などにおいて地域利益の一貫として還元される仕組みとなっている。そのため、大統領選挙をめぐる政治資金のあり方に大きな課題を抱えており、選挙後のこうした政治資金の動きに対しては政治問題として浮上してくるのが韓国政治の特徴でもある。

ところが、今回の大統領選挙の投票率の低迷の原因として大統領選挙における争点もっぱら「経済問題」に集中しており、野党の候補選びが先行し、李明博候補への支持が高い水準で保てられたこと、それに對し与党及び他の候補者が選挙直前になって出揃うなどの諸要因が選挙以前においてその成敗を予測させたことに投票率低迷の理由があるといえる。また、伝統的に政治への関心が高い大学生などの若年層の政治離れ

全羅北道	81.60%	9%	1.90%
	777,236	86,149	18,139
全羅南道	78.70%	9.20%	2.40%
	757,309	88,834	23,178
慶尚北道	6.80%	72.60%	2.80%
	96,822	1,033,957	39,327
慶尚南道	12.40%	55%	5.40%
	189,463	843,662	82,645
濟州特別自治道	32.70%	38.70%	4.40%
	81,570	96,495	10,954

(出典) 中央選挙管理委員会発表資料 (2007).

が進行していることも投票率低迷の一原因としてあげられる。

今回の大統領選挙における野党候補の圧勝についての各マス・メディアの分析は、現在の盧武鉉政府の政策運用に対する不満と批判も表出にあるとされ、候補者が誰であっても選挙結果は同じであったはずだというのがほぼ共通の理解である。すなわち、盧武鉉政府における①経済的不安定への批判、②北朝鮮に対する外交政策（太陽政策）への批判、③不動産や教育、医療などの国民の生活基盤に対する不安定、そして④選挙直前まで続いた進歩（革新）系列の分裂とその反射利益が、「八七年体制」の崩壊としての政権交代に繋がったという認識である。

韓国ギャロップが行った盧武鉉政府の四年間を総括する世論調査によれば、「盧大統領の就任以来暮らし向きが良くなった」という回答は九・六%にとどまった一方、「格差が広がった」という回答は八三・四%にのぼった。政策分野別に見ると、「経済政策」で失敗したという回答が七四・一%と最も多く、中でも盧大統領の最大の失政として「不動産政策」を挙げた割合が二六・九%と最も高かった。「持たざる者」たちは生活がさらに困窮し、「持つ者」たちとの距離が広がり、「マイホーム」の夢ははるか遠くのものとなってしまった。盧武鉉政府下の二〇〇三―二〇〇六年に、経済成長率は年平均四・八二%を記録したが、国際通貨基金（IMF）によると、韓国の成長率は同期間の世界一八カ国の平均成長率四・八五%を下回っており、順位にして一〇六位にとどまっている。かつて「漢江の奇跡」と言われた姿は影も形もない

〔朝鮮日報社説、〇七・〇二・二一〕。

まず、「朝鮮日報」は、こうした圧勝はすでに予告されていたものであり、昨年（二〇〇六）九月行われた北朝鮮の核実験以降、一年四ヶ月にわたって示されていた民心が票の形で具体化されたと報じている。また、盧武鉉政府における失政と国政破綻に対する国民の審判とともに、金大中・盧武鉉に続いた一〇年に及ぶ「左派政權」への批判が今回の選挙結果をもたらしたと分析している。特に「三八六左派政權」として、米日に対する距離感と北朝鮮に対する親距離外交、配分と福祉の強化を政策的方向としてきた盧武鉉政府の失政に対する審判が進歩陣営の責任論として影響を与えたとし、その結果が進歩系列の候補者の総得票率が三五・二％にとどまったことをあげている。こうした進歩系列に対する国民の批判は、四月に予定されている総選挙（国会議員選挙）にも影響を与えると予測した。

「東亜日報」は、今回の大統領選挙の結果である李明博候補の当選は、盧武鉉政府に対する無力感が李候補に対する期待感として作用したと指摘している。それは、大統領選挙に際して行われた当選者への期待に対するアンケート調査において、「経済の再生」にもっとも多くの関心が集まったことから分かるように、若年層の就業など経済の崩壊に対する課題に取り組むためには、従来の政治家による政治ではなく民間企業の大統領出身の経済大統領を選挙する選択肢しか残されていなかったともいえる。言い換えれば、左派政權一〇年における実りのない理念の追求より実用的な政治の選択であり、その底辺には保守化への流れがあると指摘した。

「中央日報」は、今回の大統領選挙の結果を「権力の時計針の移動」、すなわち、一九八七体制からの脱皮として分析している。言い換えれば、建国期（李承晩、一九四八～）、産業化（朴正熙、一九六三～）、民主化（一九八七～）を経て、李明博政府においては「先進化」という新しい時代の課題が要請されたという見方である。現在の盧武

鉉政府が八〇年代の学生運動をリードしたいわゆる運動圏出身を政府の中枢に据え、金大中政府の政策路線を踏襲しながら生産的福祉と太陽政策による南北の和解ムードの醸成に寄与したのに対し、今回の李明博候補の選択、すなわち、企業人と専門家を中心とし、市場主義経済体制に対し徹底であり、実績と能力を重視する実用主義路線（市場型保守主義）の選択は、左派から右派への権力パラダイムの移動を意味するものであり、新しい右派として世界化の深化に相応するものとして理解すべきとの論調である。

他方、革新系の新聞である「ハンギョレ新聞」は、今回の選挙の結果を「進歩改革政権」（金大中・盧武鉉）に対する国民の審判として位置づけながら、いわゆる「理念的保守化」に対しては距離を置いている。その理由として、有権者に関心が盧武鉉政府における民生政策の失敗と経済的な成長に関心が集中されている点に加え、前回の選挙（第一六代）において盧武鉉候補を応援した有権者の多くが今回は野党の李明博候補を応援している点、さらに政治的な関心の高かった大学生などの若年層の脱政治化による「脱理念的中途」の増加などを取り上げ、保守化ではないとの分析である。

いずれにしても、野党候補である李明博氏の圧勝で終わった今回の大統領選挙は、伝統的に国民の関心の高い住宅（不動産）政策と教育（入試）政策などの民生関連分野における政策的失敗が最大の原因であることに異見はない。こうした民心の離れに、革新陣営の分裂が加わり、比較的早い段階から野党ハンナラ党が選挙戦を主導する形となり、選挙の最後までこうした形勢をひっくり返すような要因は作用しなかった。「国民は『実用』を選択した」という表現からはじまる選挙結果の分析の中で、共通的に指摘されている内容は、金大中・盧武鉉政府がもたらした「失われた一〇年」・「実りのない理念」に呆れた民心の離れであり、盧武鉉政府の五年間、繰り広げられた無意味な「ゲ

ループ分け」と「ポピュラリズム（大衆迎合主義）」に対する国民の不信であり、民主化に象徴される八七年体制の終焉でもある（東亜日報、〇七・一二・二〇朝刊）。

李明博大統領当選者に対する国民の期待は、「経済の回生」という明確なものであった。選挙戦初期から李候補に対する様々なスキャンダル（例えば、子女の偽装就業疑惑、土地の取引疑惑、B B K疑惑など）による道徳性の批判にもかかわらず、一年以上にわたって高い支持率を維持することができたのは、「経済」という国民の関心事に対する一貫したアジェンダーを公約の中心に据え置きながら、李候補がもつカリスマ的な実績、すなわち、現代建設のトップ・ソウル市長としての経済的・行政的手腕を国民の判断要素に入れ込むことに成功したといえる。家族の幸福という伝統的なイメージに訴えていた鄭東泳候補に対し、具体性や実績の面において国民の支持を集めたことになる。

今回の大統領選挙のもっとも大きな特徴は、典型的なイデオロギーとそのイデオロギーに基づく「色」論争（左派か否か）をめぐる政治的なネガティブ・キャンペーンからの脱却であり、革新的といわれてきた二〇・三〇代の若い世代の実利的な政策選択の傾向変化があげられる。こうした変化は、政権の水平的移動という政治の先進化を促す肯定的要素であり、一九八七の民主化によって国民が手にした直接選挙制度の成熟を意味するものであるといえる。一九九八年の金大中政府以降、進歩（革新）から保守への一〇年ぶりの政権交代により、高強度の成長政策への方向転換など、多くの変化が予測される。以下では、李明博当選者の内政・外交における主な政策の内容とその課題を中心にみることにする。

次期大統領として今後五年間の国政運営を任された李明博大統領当選者の主な選挙公約は、表六が示すとおり、大きく次の一〇代公約に集約されている。すなわち、①経済政策、②実用政府（行政改革）、③大運河の建設、④不動

産(住宅)政策、⑤庶民生活対策(民生関連政策)、⑥教育政策、⑦中小企業対策、⑧IT政策、⑨福祉政策、⑩外交政策がそれである。

他方、李明博大統領の当面の外交面での課題は、①米国との同盟関係の修復ないし再構築を目指す対米外交、②北朝鮮の核廃棄と太陽政策の見直しによる対北外交、そして③歴史認識・独島領有権など政治懸案と経済・社会的交流の調和を目指す対日外交の三つである。

まず、①「対米関係」においては、盧武鉉政府において嫌悪なムードとなっている対米関係の修復が最重要課題となる。すなわち、盧武鉉政府を支えた三八六世代の反米志向の上で形成された「自主外交」・「対等外交」により、日米中心の伝統的な外交軸を中国や北朝鮮に移行するいわゆる「東アジア・ balanサー論」が主流となり、米韓同盟の弱体化が懸念されている現実を踏まえ、「韓米関係は、朝鮮半島や東アジアの平和繁栄に寄与しうる新たな戦略的基本計画が構築されるべき」と述べ、信頼回復にその重心が置かれていることを示唆している。

次の②北朝鮮の核廃棄と韓半島の平和構築に重点が置かれる「対北外交」においては、金大中・盧武鉉政府の一〇年間にわたり推進されてきた「太陽政策」(包容政策)の大幅な見直しが迫られることとなる。すなわち、「北朝鮮との関係進展は、核廃棄が前提であり、盧武鉉政府が南北首脳会談以降進めてきた対北協力政策と南北間の各種合意は、新政府の下で再検討させる」(毎日新聞、〇七・一二・二〇)とのことが表明されており、太陽政策が南北関係の緊張を回避し平和的共存を目指すという意味では維持されることになるが、一方的な支持・支援を抑制し、相互主義が基調となる変化は必至である。特に、「ハンナラ党」はこれまで金大中、盧武鉉政府の対北朝鮮融和政策に対し批判してきた経緯があり、日本政府もこの点から次期政権が北朝鮮政策にも相当に手を入れるものと予想している。日本

表六 李明博大統領の分野別公約

区分	主な内容	区分	主な内容
(1) 経済政策	<ul style="list-style-type: none"> ●7% 経済成長の達成 ●300 万雇用の創出 ●雇用増加を通じての両極化克服 ●予算 20 兆ウォンの節減と均衡財政 ●アジアの金融ハブ政策の持続的推進 ●700 万金融疎外者の信用回復 ●総合不動産税の改正 ●産業銀行など主要国営企業の民営化 ●法人税引き下げ ●非正規職「同一労働同一賃金」原則 	(6) 教育政策	<ul style="list-style-type: none"> ●自律型私立高校 100 校設立 ●滞在型公立高校 150 校設立 ●マイスター学校 50 校設立 ●大学による学生選抜権付与 ●大学入試の 3 段階自由化 ●英語授業教師を毎年 3000 人養成配置
(2) 実用政府	<ul style="list-style-type: none"> ●政府機能の統合再編、公務員人員の凍結 ●公企業の民営化と経営効率化の推進 ●公務員の収賄授受額の 50 倍罰金の導入 ●規制自由地域・規制モデル制度導入 ●違法な集会・デモの厳正対処 ●中央政府権限の大幅な地方移譲 ●政府予算の 10% 節減 ●政府部處・各種委員会など再編 ●地方自治団体の自律性拡大 ●新聞法廃止、言論取材制限措置の現状復帰、国政広報処廃止 ●賄賂・血税浪費・脱税の追放（選挙法同様 50 倍過料措置の導入）など 	(7) 中小企業政策	<ul style="list-style-type: none"> ●大企業と共生できる市場環境の醸成 ●現場に即した支援策 ●公共機関による製品購買資金 100 兆ウォンに拡大 ●保育施設支援による女性人材の活用誘導 ●300 万の無就業世帯に対する無償就業支援 ●中小企業の信用貸付時の二重連帯保証の廃止 ●革新型中小企業 5 万箇所の育成

(3) 大運河建設	<ul style="list-style-type: none"> ●多目的韓半島大運河の建設 ●韓国側 12 箇所 2100 km, 北朝鮮 5 箇所 1000 km ●主要河川の連結 ●物流革新と費用節減 ●雇用の創出と関連産業の開発 ●財源調達のための受益型民間投資事業の推進 	(8) IT政策	<ul style="list-style-type: none"> ●技術力をもつ SW 企業支援 ●IT ベンチャーのための市場環境醸成 ●放送・通信の融合産業の育成 ●南北の IT 交流の活性化 ●2017 年まで国際科学ビジネスベルトの形成 ●中部圏における韓国型シリコンバレーの育成
(4) 不動産政策	<ul style="list-style-type: none"> ●毎年 50 万世帯の新規住宅建設 ●分譲単価の 20% 引き下げ ●新婚世帯のため毎年 12 万世帯の住宅供給 ●1 世帯 1 住宅の総合不動産税の緩和 ●1 住宅者譲渡所得税の累進緩和の適用 ●首都圏規制の合理化(緩和) ●均衡発展のための広域経済圏の形成 	(9) 福祉政策	<ul style="list-style-type: none"> ●オーダーメイド型統合保健・福祉体系の支援 ●癌・中症疾患の治療保障の拡大 ●医療安全網の基金設置 ●痴ほうなどの老人のための医療保障体系設計 ●老後生活保障のための年金制度の改革 ●希望福祉 129 センターによる統合ワンストップサービスセンタ化
(5) 庶民生活対策	<ul style="list-style-type: none"> ●庶民主要生活費の 30% 節減 ●住宅担保ローンの金利引下げ ●通信費の 20% 以上引き下げ ●道路ハイパス (ETC) 制度の全国拡大 ●揮発油, 軽油, 灯油などの税率引き上げ ●放課後のプログラム支援 	(10) 外交政策 (外交 7 大課題)	<ul style="list-style-type: none"> ●理念ではない国益を優先する実利外交の推進 ●韓・米同盟の修復・強化 ●アジア外交の拡大 ●経済力に合わせた対外支援の強化 ●エネルギー外交の強化 ●相互開放と交流を土台とする文化コリア志向 ●非核・開放など戦略的な対北開放政策

(出典)『ソウル経済新聞』(2007 年 12 月 19 日付)。

は北朝鮮の核問題を解決するための六カ国協議で事実上孤立している状況で、北朝鮮による日本人拉致事件の解決を最優先課題としており、対北朝鮮政策に関する限りは韓米とぎくしゃくした関係が続いている。そうした状況で韓国の次期政権が北朝鮮に対する一方的な支援を控え、相互主義を前面に出す場合、日本との共助の幅がそれだけ広がることになる。北朝鮮の核問題だけでなく、拉致問題についても韓国と歩調を合わせ北朝鮮に圧力を加える可能性もある。

李明博大統領当選者は、核廃棄を前提条件に北朝鮮に対する大型の包括支援公約として「非核・開放三〇〇〇構想」を発表し、北朝鮮の核廃棄を引き換えに、経済・教育・財政・社会基盤・福祉の五つの分野における重点支援計画を実施し、毎年一五〜二〇%の経済成長を約束するとともに、北朝鮮国民一人当たりの所得を現在の五〇〇ドルから一〇年後には約六倍の三〇〇〇ドルに増やすことも表明している。金大中・盧武鉉政府によって推進されてきた太陽政策は、現在においても国民の七割以上が支持を示しており、南北関係におけるフレームワークとしての機能は維持され、人道支援などの活動は当面持続される見通しだが、北朝鮮の核実験による安全保障上の危機が表面化した以上、その障害物を取り除くための周辺関係国との連携による対北圧力は、「アメ」だけではその効果に疑問を生じさせ「アメとムチ」という新たな枠組みへの転換が求められているといえる。

そして、③「対日関係」の側面からは、李明博候補の当選に伴い、これまで「靖国参拝」・「歴史認識」・「独島（竹島）領有権」という三点セットのネガティブカードによって構成されていた盧武鉉政府の対日政策路線大きく変化することが予測される。外交上における「理念」と「大儀名分」というのが盧武鉉政府の対日路線の軸足だとすれば、「国益を土台とする実利重視」路線がCEO大統領である李明博次期大統領の対日外交の軸といえる。こうした軸の

置き方の違いから、バンドラの箱のような歴史認識の問題と政治・経済の懸案を切り離す建設的な関係の構築が期待されている。その対日関係の最初の変化として、両国首脳が両国を行き来しながら協力案を話し合う「シャトル外交」の三年ぶりの復活が期待されている。「両国シャトル外交」は、小泉純一郎元首相の相次ぐ靖国神社参拝、島根県の「竹島の日」制定などを盧武鉉大統領が強硬に批判し、○五年六月以降、中断している。

李明博大統領当選者は、当選直後の二二日、福田康夫首相と初めて電話で会談し、北朝鮮の核廃棄と朝鮮半島非核化という目標達成に向け、日本との協力を強化するの方針を示した。また、六カ国協議を通じた日本の北朝鮮核廃棄努力を高く評価するとともに、朝鮮半島非核化に向けての協力強化に最善を尽くすと述べるとともに、福田首相が提案したシャトル外交について応じることを表明した。日韓におけるこの「シャトル外交」は、福田首相が二月二五日の大統領就任式に出席した後、李次期大統領が三―四月中に日本を訪問し、東南アジア諸国連合(ASEAN)プラス三(韓中日)を通じて首脳会談を開催するという日程で進行される予定であり、日本は李次期大統領に対し、七月初めに開催されるG八サミット(主要国首脳会議)への出席を要請するなど、今年は四―五回の両国首脳会談が行われる見込みである。

しかし、独島(竹島)の領有権問題や歴史教科書問題、従軍慰安婦問題、靖国神社参拝など、日韓両国における政治的に敏感なイシュー・経済的懸案は山積の状態である。そのため、多くのメディアは、李当選者がこうした難題に対し正面から取り組むよりは、両国の自由貿易協定(FTA)などの経済協力分野に主眼を置いて信頼関係を回復するとの観測が多い。すなわち、経済的な実用主義を重んじる李次期大統領の政策運用スタンスを踏まえ、伝統的にこうした政治的・軍事的な問題に敏感な国民感情も無視できないため、独島問題などでは原則的な立場は明確にしなが

らも相手側を刺激する発言は控え、軋轢（あつれき）が表に出ないよう管理に力を注ぐものとみられる。

ただ、大統領選挙期間を通じて、対日関係に関する公約はどの陣営においても目立つ公約はなく消極的なテーマであり、日本との関係改善については概ね共感が形成されているものの具体的な事項にまで踏み込んだ議論は全無に近かった。日本との関係が議論されるのは、もっぱら北朝鮮の核廃棄に関する国際的な枠組みの中での協力関係にとどまっており、日韓関係の懸案については触れなかった。それは、「国益を最優先とする実利外交」を基本的な外交路線とする李次期大統領の外交における優先順位は米国との関係修復であり、「軍事的な同盟関係になく、経済的な存在感も下がっている日本は最優先の外交相手ではない」（朝鮮日報、〇七・一二・二〇）ため、政治的に敏感な対日関係についての公約は避けられたと考えられる。その上、李明博大統領は、選挙期間を通じて、歴史認識問題や独島の領有権問題などの政治懸案に対する一方的な譲歩や融和はありえないという立場を明確にしている（東京新聞、〇七・一二・二〇）。しかしその一方で、「日本が歴史清算に真摯に取り組むなら、韓日関係の新たなページを開くことが可能だ。」として、日本側の対応如何によっては関係改善を積極的に進める考えを示唆している。こうした発言から、両国関係が韓国の政権交代により短期間に大きく変わることはなく、むしろ「歴史」と「外交」を分離したダブルスタンダードによる実利の追求が現実的な解釈であるといえる。

いずれにしても、日韓関係は政治的には依然として葛藤と摩擦の難問が存在する一方、経済と文化など他の分野では過去に例のないほど活発な交流と協力が行われている。日本を訪ねる韓国人も年間二〇万人を超え日本を訪問する外国人の四分の一に迫るほど両国間の人的往来も増加している。また、日本には、在日韓国朝鮮人を含め七〇万人に達する韓国人同胞が居住しており、彼らの法的地位向上も問題として浮上する可能性も少なくはない。日本生まれ

の李次期大統領の関心によっては、金大中政府以上の関心事になる可能性も高い。

五 大統領職の引継ぎ委員会の活動

大差の圧勝により当選を決めた李明博次期大統領は、二〇〇八年二月二五日の就任式に向って大統領職引継ぎの作業に入った。この大統領職の引継ぎ作業が指導者としての初仕事であり、政治的リーダーとしての第一印象が決まってくる。すなわち、盧武鉉政府からの政権の引き継ぎと今後の五年間の国政運営の土台となる大統領職引継ぎ委員会の活動を通してはじめてのリーダーシップを発揮することになる。説得と調整のリーダーシップである。朝鮮日報は、「李明博政府の第一印象は業務引継ぎ委員会活動で左右される。第一印象は簡単には変わらない。占領軍のように傲慢にしても、アマチュアのように青臭くてもだめだ。当選者がへ仕事運びのうまい大統領」になれるかを見極める初関門が、この大統領職の業務引継ぎ委員会の活動であることをしっかりと認識しなければならない。」と述べその重要性を強調した。

ところで、この大統領職引継ぎに関する事項は、『大統領職引継ぎに関する法律』（二〇〇三年二月制定、法律第六八五四号、以下法という。）によってすべてが規定されている。この大統領職引継ぎに関する法律は、「大統領選挙における当選者の地位と権限を明確にするとともに、大統領職の円滑な引継ぎに必要な事項を規定し国政運営の継続性と安定性を図るために、大統領当選者の地位、権限、礼遇などに関する事項を法制化する。また、大統領当選者の国会議長に対する国務総理候補者についての人事聴聞会の実施を要求できる法律的根拠を新設するとともに、大統領職引

継ぎ委員会の設置及び活動などに関する事項を規定することにより、政權交代期における行政の空白を最小化し、大統領職の円滑な引渡し・引継ぎが行われるようにする」ことをその目的としている。この大統領職引継ぎに関する法律の主な内容は、①大統領当選者は、当選したその日から大統領の任期開始日の前日までその地位を有するとともに、この法律により必要な権限をもつ（法第三条）、②大統領当選者には、交通・通信及び事務室の提供などを礼遇することができる（法第四条）、③大統領当選者は、任期開始前に國務総理候補者を指名し、国会議長に対し、人事聴聞会の実施を要請することができる（法第五条）、④大統領当選者の補佐し、大統領職の引継ぎと関連した業務を担当するために大統領職引継ぎ委員会を設置するとともに、同委員会は大統領の任期開始以降三〇日以内の範囲で存続する（法第六条）、⑤大統領職引継ぎ委員会は、政府の組織・機能及び予算現況の把握、新しい政府の政策基調を設定するための準備、大統領の就任行事などの関連する業務の準備、その他の大統領職の引継ぎに必要な事項に関する業務を遂行する（法第七条）、⑥大統領職引継ぎ委員会は、委員長一人、副委員長一人及び二四人以内の委員で構成するが、委員は大統領当選者が任命する（法第八条）、⑦行政自治部の長官は、大統領職引継ぎ委員会の業務遂行が円滑に行われるように業務支援をするとともに関係機関の長は、効率的な業務遂行ができるように資料・情報または意見の提出、予算の確保などの協調をする（法第一二条）などである。

その後、李明博大統領の就任に伴い『政府組織法』（二〇〇八年二月に全部改正、法律第八八五二号）の改正が行われ、その主な目的は、「国境を越えた無限な競争の時代において国民に希望を与える一流の政府を建設するために、未来に関する戦略企画機能を強化するとともに、政府の干渉と介入を最小化する小さな政府の構築を通じて、民間と地方の創意と活力を奨励する一方、必ずなすべき事柄については確実に行いつつ、国家経済の健全な運営により国民

負担を減らす。また、縦割りのない透明かつ柔軟で創造的に働く政府を構築するために企画予算庁と財政経済部を統合し、企画財政部を新設するなど、政府機能の効率的な配置を図る。」と述べられている。その主な変更内容は、次のとおりである。すなわち、①大統領秘書室と警護室の統合（法第一四條）、②副総理の廃止（現行法第一九條の二の削除）、③特認長官の新設（法第一七條）、④国務総理秘書室と国務調整室の統合（法第一八條）、⑤企画調整部（法第三三條）、教育科学技術部（法第二四條）、行政安全部（法第二九條）、農林水産食品部（法第三一條）、知識経済部（法第三二條）、国土海洋部（法第三七條）の新設及び国政広報庁（法第三〇條、現行法第二四條の二削除）の廃止、気象庁の環境部への所屬変更（法第三四條）などである。

当選から一週間も経ない二〇〇八年二月二五日、李明博大統領当選者は、大統領職引継ぎ委員会の長に李慶淑（イ・ギョンスク）淑明女子大学総長を、副委員長に金炯晔（キム・ヒョンオ）議員をそれぞれ任命した。また報道官には李東官（イ・ドンガン）前選挙対策委員会広報特別補佐、秘書室長には候補秘書室長を務めた任太熙（イム・テヒ）議員、李当選者の報道官には候補秘書室副室長だった朱蒙英（チュ・ホヨン）議員がそれぞれ起用された。非政治家の学者を委員長に、そして政治家の副委員長でトップを固めた背景には、業務の専門性と政務的な機能と同時に満たそうとする狙いがあるものと分析された。

大統領職引継ぎ委員会制度が設けられた一九九八年以降、女性が委員長に任命されたのはこれが初めてであり、李慶淑総長は、淑明女子大の革新を率いた大学CEO（最高経営責任者）として、李当選者は選挙対策委員会構成当時から登用の意思を明らかにしていた。引継ぎ委員会は大統領就任式前日に当たる二〇〇八年二月二四日まで活動し、政治の空白なく次期政権が発足できるよう、政府官庁と青瓦台（大統領府）の主要懸案・業務に関する引継ぎを受け

る。また、李当選者が五年間にわたり國政を導いていくための青写真を描くという重大な役割も担っている。

引継ぎ委員会は委員長・副委員長傘下に「國家競争力強化特別委員会」、「企画調整」、「政務」、「外交・統一・安保」、「行政」、「経済一」、「経済二」、「社会教育文化」の七分科が置かれた。また、これらの分科を総括・調整する「総括幹事」も配置された。引継ぎ委員会の中心とされる「國家競争力強化特別委員会」には、「政府革新と規制改革」、「投資誘致」、「氣候変化とエネルギー対策」、「朝鮮半島大運河」、「新万金」、「科学ビジネスベルト」の六作業班が設置された。

こうした中、今年の二月二十五日に発表された引継ぎ委員会の構成においての最大の特徴は、今回の選挙の特徴でもある、左派から右派への権力の移動を明確に象徴している。すなわち、アウトラインが明らかになった大統領職務引継ぎ委員会は、李明博氏の最側近、鄭斗彦（チョン・ドゥウォン、五〇歳）議員と業務引継ぎ委員会企画調整分科委で活動する郭承俊（パク・スンジュン、四七歳）高麗大経済学科教授らのいわゆる「四七五世代」が盧武鉉政府を支えた「三八六世代」に代わっている。ここでの「四七五世代」とは、年齢が四〇代後半以上で一九七〇年代に大学に通った五〇年代に生まれた人々をさす。盧武鉉政府を支えた「三八六」世代（三〇代で、一九八〇年代に大学に通い、学生運動を主導した世代をさす）は、金大中大統領時代のとき、いわゆる「若い血の輸血」という名分で政界に流れ始めた。続いて盧武鉉大統領の権力の中核勢力として加わり「一〇年進歩政權」の主流を形成した。そして、「右派への権力移動」と呼ばれる李明博次期大統領の権力の基盤としてこの「四七五世代」が主流グループとして浮上したことを象徴しているといえる。

大統領職務引継ぎ委員会の李慶淑委員長は二〇〇七年二月三十一日、委員長就任後初めて開いた記者会見で、國政に

は連続性と安定性が必要だとしながら、「歴代政権の仕事のうち修正すべきことは修正し、うまくいっていることは継承・発展させなければならない。」と述べた。官僚社会の問題点や集団利己主義は容認せず、こうした部分は大胆に正すときぎを刺した。李委員長は「最大の課題は、経済を生き返らせることと国民統合」と述べ、経済再生の役に立たない障害物は思い切って解消するよう努力し、その前提に国民統合があると強調した（連合ニュース、〇七・一二・三二）。

李明博大統領の秘書室長を務める朱豪英（チュ・ホヨン）氏は、政府組織の改編方向に関し「ある程度の統廃合は避けられない。」と述べ、予算を無駄なく使い、混乱または重複して業務を行うことは避けるという原則を示しながら、効率的な政府、小さく強い政府が次期政府の政策課題であることを明確にした。また、大統領職引継ぎ委員会の最大の課題とされる政府組織の再編に関して引継ぎ委員会の国家競争力強化特別委員会傘下の「政府革新・規制改革特別班」は、現行一八官庁を一三または一五まで削減する複数案を一次報告として、李次期大統領に提出した。官庁数を一三まで削減する案では、財政經濟部を企画財政部に改編し、企画予算処、金融監督委員会など経済関連官庁と機能・組織を一部調整する。外交通商部と統一部を統合するほか、教育人的資源部は科学技術部と統合し労働部と機能調整する。農林部と海洋水産部、保健福祉部と女性家族部をそれぞれ統廃合するなどの案が含まれている（中央日報、〇八・〇一・一五）。企画調整引継ぎ委員会は、現実的に政府組織法改編案が可決され、新たに政府が発足しなければならぬとし、一月末までに改編を終わらせ二月に長官を任命するためには、一月中旬までに改編案に対する総合研究案が出なければならぬと説明している。

他方、李明博次期大統領側は政府組織改編の推進と関連し、その方策作りの段階で地方分権の活性化策も同時に推

進しているときれているが、これは李当選者が強調する「新発展体制」（先進化）の達成に向け、地方の発展が重要との判断によるものである。引継ぎ委員会の内部では、中央の権限のうち各種の規制や監督に関する権限を地方に移譲するなど、さまざまな案が挙がっていると伝えられた。例えば李当選者は選挙当時、教育人的資源部の権限である自立型私立高校の指定権限を一六市・道の教育委員会総轄者に委ねることなどを約束している（連合ニュース、〇七・一二・二八）。

しかし、順調に見えた李明博政府は大臣予定者が過去のスキャンダルにより辞退に追い込まれる一方、政府機関の統廃合をめぐる部処間の対立が激化するなど、大きな陣痛を要するものであった。こうした引継ぎのプロセスを経て就任式に辿りついた李明博政府であるが、そのリーダーとしての初印象には大きく傷が残る結果となった。

また、大統領選挙の目玉公約として掲げた大運河政策に対し、その経済的効果への疑問が提起されるなど、早くもその実現に暗雲が立ちこもり、大統領選挙とともに政権運営に膨大な影響を与える総選挙の予測にマイナス要素となった。

六 終りに

——ポスト三金時代の政治的リーダーの条件

「左派から右派への政権移動」、「CEO大統領の時代到来」など、刺激的なボキャブラリが並んだ今回の第一七代韓国大統領選挙は、歴代もつとも低迷した投票率が物語るように、「争点なき経済再建」という雰囲気の中で、野党李明博候補の圧勝で幕を閉じた。また、大統領選挙の結果分析が出揃う前に、政局は今年四月に予定されている総選

表七 第一八代国会議員総選挙の結果（地域別・政党別議席数）

区分	議席	民主	ハンナラ	先進	親朴	民労	創造	無所属
総計	299	81	153	18	14	5	3	25
地域区	245	66	131	14	6	2	1	25
ソウル市	48	7	40				1	
釜山市	18	1	11		1			5
大邱市	12		8		3			1
仁川市	12	2	9					1
光州市	8	7						1
大田市	6	1		5				
蔚山市	6		5					1
江源道	8	2	3					3
京畿道	51	17	32		1			1
慶南道	17	1	13			2		1
慶北道	15		9		1			5
全南道	12	9						3
全北道	11	9						2
忠南道	10	1		8				1
忠北道	8	6	1	1				
済州道	3	3						
全国区	54	15	22	4	8	3	2	

(注) 民主：統合民主党，ハンナラ：ハンナラ党，先進：自由先進党，民労：民主労働党，創造：創造韓国党，親朴：親朴迎撃をさす，表八も同じ。

(出典) 中央選挙管理委員会資料 (2008)。

表八 地域別政党の得票数(率)

区分	民主	ハンナラ	先進	親朴	民労	創造
総計	4,312,491	6,421,564	1,173,438	2,258,710	973,345	651,962
(%)	25.17	37.48	6.85	13.18	5.68	3.80
ソウル市	1,037,469	1,473,477	175,731	382,814	138,751	169,787
(%)	28.31	40.22	4.79	10.44	3.78	4.63
釜山市	152,494	521,286	62,238	270,393	63,243	45,136
(%)	12.73	43.52	5.19	22.57	5.28	3.76
大邱市	41,649	393,558	33,437	276,790	27,366	24,621
(%)	4.92	46.56	3.95	32.74	3.23	2.91
仁川市	207,480	335,252	51,609	91,792	48,937	37,007
(%)	24.55	39.68	6.10	10.86	5.79	4.38
光州市	307,789	25,551	4,048	5,595	40,550	16,917
(%)	70.39	5.90	0.93	1.29	9.36	3.90
大田市	91,777	122,220	169,358	42,670	19,109	18,051
(%)	18.61	24.78	34.34	8.65	3.87	3.66
蔚山市	34,295	157,453	12,382	68,728	52,308	12,799
(%)	9.33	42.86	3.37	18.71	14.24	3.48
江源道	109,108	266,768	37,168	72,078	34,841	21,455
(%)	18.61	45.52	6.34	12.29	5.94	3.66
京畿道	944,421	1,465,283	169,682	409,894	171,974	157,101
(%)	26.37	40.92	4.73	11.44	4.80	4.38
慶南道	120,889	517,675	48,700	206,373	122,089	39,335
(%)	10.51	45.03	4.23	17.95	10.62	3.42
慶北道	60,857	579,285	31,385	255,422	44,329	25,521
(%)	5.61	53.45	2.89	23.56	4.09	2.35
全南道	485,636	46,093	7,696	12,844	73,314	16,774
(%)	66.89	6.34	1.06	1.76	10.09	2.31

全北道	424,663	61,091	10,847	15,498	49,047	19,335
(%)	64.30	9.25	1.64	2.34	7.42	2.92
忠南道	98,045	196,418	273,564	52,283	34,052	18,392
(%)	13.54	27.12	37.78	7.22	4.70	2.54
忠北道	133,199	189,681	76,521	68,800	31,717	18,717
(%)	23.88	34.01	13.72	12.33	5.68	3.35
済州道	65,720	70,473	9,072	26,741	21,718	11,014
(%)	30.22	32.40	4.17	12.29	9.98	5.06

(出典) 中央選挙管理委員会資料 (2008).

挙の準備に突入しており、大統領選挙同様の保守野党ハンナラ党の躍進か、または与党大統領民主新党の巻き返しか、それとも保守・進歩・革新各勢力の再編として新党の誕生なのかに関心が集まっている。様々な分析があるが、民主主義の進展という側面からすれば、大きな混乱なく選挙を通じて水平的な政権交代が行われていることは大いに評価すべきである。

さて、五年ぶりの政権選択である大統領選挙のプロセスを眺めた本稿の終わりに、今回の大統領選挙が示した政治的リーダーの条件について考えることにしたい。これまでの大統領の選挙における大統領の条件は、国民的支持を背負う強いリーダーであった。戦後間もない時期に戦争を経験し、戦後復興が長引いた韓国の政治状況では、北朝鮮と経済的貧困という現実の敵から身を守り、国民の生活を豊かにするための経済的発展がもつとも重要な課題であった。その経済的発展を成し遂げるためには、様々な社会層を統合し、国家的資源を動員し配分できる強力なリーダーが必要であった。⁹⁾「権威主義体制」と呼ばれる開発独裁は、やむを得ない政治状況であり、この権威主義体制の下では、社会的秩序の維持のためには民主的権利が制約され、「漢江の奇跡」と呼ばれる経済発展と豊かさがその代償であった。こうした民主主義の制約とその経済的代償という取引の成立により、

韓国社会の不十分な民主主義は保たれてきた。

ところが、一九八七年の民主化がもたらした直接選挙制度による大統領選びは、世代間・地域間の対立構図を形成させ、「国民的アイデンティティ」よりは「地域的アイデンティティ」が選挙結果に影響を与える最大の要因となった。また、世代間の関心事の相違が選挙に大きく影響を与え、軍事政権下での維新を経験した五〇〜六〇代の既成世代と二〇〜三〇代の新世代の選好の違いは選挙の争点として対立する場面も多くなった。例えば、太陽政策や対米関係における理解は、既成世代がバランスを重視する一方、若年層は自主や主体という独自の路線を愛好する。

その上、既存の政治体制に影響を与える市民団体の成長も看過してはならない要素である。特に、「政治的進歩」といわれる市民団体の成長と拡大は、政治状況を左右させる力を持っており、場合には、特定選挙における候補者の落選運動なども進められる。こうした世代間・地域間のアイデンティティの選好が複雑化、高度化するとともに、従来の政治フレームから離れた市民の政治化があいまって、「率いる（引率）」という性格よりは「統合」する政治リーダーの必要性が益々大きくなっていくことが予測される¹⁰⁾。

現実の政治社会においての大統領選挙は、一九八七年の民主化以降一〇年の時間軸を中心に移動していることがいえる。一九八七年から一九九七年までの一〇年間は保留されてきた戦後の民主主義の「制度化」が課題であり、この民主化の進展を束ねていくことが政治的リーダーに果たされた時代的要請であった。

しかし、国際化やグローバル化が時代課題として推進される中、一九九七年の通貨危機により国際通貨基金（IMF）の管理体制下で迎えた一九九八年から二〇〇七年までの一〇年間は、「第一の建国」とともに「国際化」への対応が課題であり、経済の建て直しと熾烈な国際競争において勝ち抜くことのできる社会システムとその国際基準の導

入が政治的リーダーに果たされた責任であった。ところが、盧武鉉政府は、こうした新しい時代的要請に対しては背を向け、歴史的課題の清算という旧来の民主化の問題を争点とする一方、実験的な政策運用により政権運用の安定性を失ったことにより、その支持母体であった二〇〇三〇代の支持を失った。

他方、一九九八年から二〇〇七年までの一〇年間、国政運営を担当してきたのは、金大中政府と盧武鉉政府である。ともに、国民の政府・参加政府というスローガンの下で政権を運営してきており、金大中政府から盧武鉉政府への移動は、金大中・金泳三・金鐘泌という戦後政治の象徴である「三金時代」との決別を意味するものとして注目を集めており、そのため、金権政治や地域対立など戦後の負の政治を意味する三金時代との別れは、韓国政治の新しい地平を切り開くものとして位置づけられた。

今回の大統領選挙の結果から見れば、戦後の政治構造を形成してきた「三金政治」による影響力の低下は否定できないものであり、進歩系列の候補一本化を訴えた金大中前大統領のかけ声も選挙の構図に影響されることはなかった。また、金永三前大統領や金鐘泌前首相の発言力も政権交代に影響を与えるようなものではなかった。ただ、それぞれの地域的政治基盤を次の世代が政治リーダーとして受け継ぐ形で変化が加速しており、地域的な対立構造は新しい局面に突入していると考えられる。

経済的争点だけで終わった今回の大統領選挙を通じて見たポスト三金時代における政治的リーダーのもっとも大きな条件は、地域的対立を融和させ（国民統合）、社会統合を進めるための「包容力」と官民を区別しないで成長を続させる経営感覚の持ち主（先進化）、そして国民的課題を充実に実行する公僕としての姿勢であるといえる。

選ばれることより、やめるほうが難しいといわれる韓国の大統領。任期を終えた盧武鉉大統領も、これから五年間

の任期をはじめた李明博大統領も、辞めた後に評価され、国民的支持を得られる大統領として記憶されることを心から祈りする。

- (1) この点については、李鍾祥「米国大統領制の韓国憲法への受容上の問題点」『神奈川法学』(神奈川大学法学会、三一(二)、一九九八を参照)。
- (2) 議員内閣制と大統領制の相違に関しては、藤原守胤「議員内閣制と大統領制」『法学研究』(慶応大学法学研究会、三七(二)、一九六四を参照)。また、民主主義論の視点から両者の相違については、岩崎正洋「統治形態をめぐる民主主義論の展開」『五五年体制の崩壊』(年報政治学、日本政治学会編、岩波書店、一九九六を参照)。
- (3) 広義の意味では、大統領を元首とする統治形態をいう。狭義の意味では、行政府の首班である大統領が立法府とは無関係に直接国民によって選ばれる統治形態を指す。この意味での大統領制は、議員内閣制とともに、現代の主要な統治形態である。『現代政治学辞典』(新訂版)ブレイン出版、一九九八、六一九頁。
- (4) この点については、辻陽「大統領制比較のための視座(一)〜(三)：〈制度的権力〉と〈政治的権力〉」『法学論叢』(京都大学法学会、一五八(二)〜(四)、二〇〇五を参照)。
- (5) 金鐘鐵「韓国大統領制の課題と展望、盧武鉉政権における変化を中心に(上)」『法律時報』七七(八)、二〇〇五、一〇〇頁。
- (6) 安海均「韓国行政体制論、政治・行政分析の体系的接近」ソウル大学出版部、一九九九、四一頁。
- (7) 憲法改正と大統領制の変化については、西尾昭・葛奉根「韓国憲法における統治機構…大統領制度を中心に」『同志社法学』四八(三)、一九九八が詳細に述べている。
- (8) 歴代選挙における地位別の得票結果とその傾向については、Kang, Yongki「韓国の歴代大統領選挙における圏域別支持傾向の分析」『韓国行政学会』二〇〇七冬季学術大会発表論文、二〇〇七が詳し。
- (9) 鄭正吉「大統領の権力」(韓国行政学会二〇〇三夏季学術大会発表論文)、二〇〇三参照。
- (10) Ham, Sungdeok「新大統領の新しい役割：命令者から調整者へ」『行政論叢』(ソウル大学韓国行政研究所、四〇(三))参照。